

サ ッ カ ー 競 技

1. 期 日 令和元年 11 月 9 日（土）、10 日（日） 開始時間 9 日 9：00

2. 会 場 みずほすこやかランド
愛野町運動公園
南島原市有家総合運動公園
島原市営平成町人工芝グラウンド
島原市営平成町多目的広場

3. 競技種別（部） 及びエントリー

一般の部（年齢制限なし）	選手 16 名、監督 1 名（但し監督は選手を兼任できる）
30 歳以上の部	〃
40 歳以上の部	〃
50 歳以上の部	〃
60 歳以上の部（オープン競技）	〃

4. 競技上の規定及び方法

- (1) 平成 31 年度（公財）日本サッカー協会規則による。
- (2) 主管郡市協会のチームは、大会運営に係わるため、運営を担当する種別に限って、組み合わせ抽選を免除し、あらかじめ抽選枠を指定することができる。
- (3) 一般の部 60 分ゲーム、30 歳以上の部 60 分ゲーム、40 歳以上の部 50 分ゲーム、50 歳以上の部 40 分ゲームをトーナメント方式で行う。
- (4) 60 歳以上の部（40 分ゲーム）については、参加チーム及び参加人数に応じて別途定める。
- (5) 延長戦なし、PK 戦にて次回戦進出決定。また、決勝戦についても延長戦なし、PK 戦にて順位を決定する。
- (6) 監督が選手を兼任する場合
選手として最大 17 名の大会参加申込みができる。また、試合でのエントリーについても最大 17 名とし、試合中 6 名まで交代できる。なお、40 歳以上・50 歳以上・60 歳以上の部については、最大 17 名のエントリーの範囲で再交代（交代して退いた競技者の再出場・複数回も可）を適用する。
- (7) 本大会において退場を命じられた選手は、次の 1 試合に出場できず、それ以降の処置については、大会規律・フェアプレー委員会で決定する。
- (8) 警告は累積され、本大会において 2 回の警告を受けた者は次の 1 試合に出場できない。
- (9) 上記（7）・（8）の適用は、（公財）日本サッカー協会登録の有無を問わない。
- (10) 出場は 1 種別に限る。
- (11) 60 歳以上、50 歳以上の部については女子の参加を認める。但し、ピッチ上で同時にプレイできる選手は 3 名以内とする。
- (12) 試合球は、各チームの持参とする。

5. 参加資格

- (1) 選手の所属籍は、住民登録された市町とする。(平成31年4月30日現在)
(申込書の備考欄に住民登録された市町を記入すること。)
- (2) 競技種別へ参加する選手の年齢計算は、平成31年4月1日を基準とすること。
- (3) 大学生・高校生は参加できない。(50歳、60歳以上の部に参加する女子についてはこの限りではない)

6. 審判

- (1) 参加各チームは、必ず2名の有資格の審判員(内1名は3級以上が望ましい)を帯同し指定された試合の審判(主審・副審・第4の審判)を担当する。
- (2) 審判員は必ず審判服を持参し着用する。

7. 選手変更

- (1) 大会参加メンバーの変更は、必ず所属する郡市体育(スポーツ)協会を経由して大会の3日前までに必着するよう(一社)長崎県サッカー協会事務局及び、県民体育大会実行委員会事務局へ提出すること(FAX可)。変更届の様式は問わないが、所属する郡市体育(スポーツ)協会長印のないものは無効とする。以後のメンバー変更については、大会当日も含めて一切認めないものとする。

8. 採点方法

- (1) 一般の部・30歳以上の部・40歳以上の部・50歳以上の部ともに3位決定戦は行わず両チーム3位として順位を決定し、1位5点、2位3点、3位1点を与える。
- (2) 総合成績は、一般の部・30歳以上の部・40歳以上の部・50歳以上の部の合計得点により決定する。

9. 表彰

- (1) 一般の部・30歳以上の部・40歳以上の部・50歳以上の部ともに1位、2位、3位に賞状を授与する。
- (2) 総合順位についても1位、2位、3位に賞状を授与する。
- (3) 60歳以上の部については、参加チーム及び参加人数によって別途定める。

10. 参加上の注意

- (1) ユニフォーム(シャツ、ショーツ、ソックス)は、正のほかに副として正と色彩が異なり、容易に判別しやすいユニフォームを必ず携帯すること(フィールドプレーヤー・ゴールキーパーとも)
- (2) ユニフォームの下に着用するアンダーウェア(アンダーシャツ、アンダーショーツ)は、シャツの袖、ショーツの主たる色と同色のものを着用すること。
- (3) 参加申込書の連絡先には、必ず監督の住所・電話(携帯)番号を記入すること。
- (4) 参加監督・選手は健康保険証を持参し、傷害補償制度等への加入が望ましい。
- (5) 各チームは、ゴミ、吸殻等を責任をもって処理すること。